

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○平成十四年宮城県告示第七百四十号(住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る費用等)の一部改正	(市町村課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	三
○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部改正	(農業振興課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	四
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	五
○道路の区域変更(四件)	(道路課)	六
○道路の供用開始	(同)	七
○都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	八
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可(三件)	(同)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(同)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可(八件)	(下水道課)	九
○建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示	(契約課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	一一
選挙管理委員会		一一

- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
- 宮城県選挙管理委員会委員長の就任
- 宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正

雑 報

○宮城県選挙管理委員会
宮城海区漁業調整委員会

一四

○仙台松島道路(第 期)工事の全部完了及び料金徴収期間の公告

一四

○宮城県公報第一五三二号中

一五

○宮城県公報第一五四号中

一五

告 示

○宮城県告示第三百二十八号
平成十四年宮城県告示第七百四十号(住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る費用等)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第四条第二項」を「第六条第二項」に改める。

○宮城県告示第三百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 短期入所生活介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
デイサービスほのか	遠田郡美里町中埴字上戸三十三・二	有限会社穂乃香	遠田郡美里町中埴字上戸三十三・二
指定年月日	平成二十年一月十五日		
三 認知症対応型共同生活介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
特別養護老人ホームきたかみ	石巻市北上町橋浦字大須二百三十四番地	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三
指定年月日	平成二十年一月三十日		
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
グループホームきたかみ	石巻市北上町橋浦字大須二百三十四番地	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三
指定年月日	平成二十年一月三十日		
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
グループホーム村伝さいち	気仙沼市長磯後沢八十二番地三	有限会社村伝	気仙沼市八日町二丁目三番五号
指定年月日	平成二十年一月一日		
四 特定施設入居者生活介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
特定施設入居者生活介護事業所宮城県偕楽園	黒川郡大和町小野字前沢三十一・一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	仙台市青葉区上杉一丁目一番三号
指定年月日	平成二十年二月一日		
五 介護予防通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
デイサービスほのか	遠田郡美里町中埴字上戸三十三・二	有限会社穂乃香	遠田郡美里町中埴字上戸三十三・二
指定年月日	平成二十年一月十五日		
六 介護予防短期入所生活介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地
特別養護老人ホームきたかみ	石巻市北上町橋浦字大須二百三十四番地	社会福祉法人みやぎ会	青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三
指定年月日	平成二十年一月三十日		

七 介護予防特定施設入居者生活介護

事業所の名称 特定施設入居者生活介護事業所宮 城県偕楽園	事業所の所在地 黒川郡大和町小野字前沢三十一・一	申請者の名称 社会福祉法人宮城県社会福 社協議会	申請者の所在地 仙台市青葉区上杉二丁目二番三号	指定年月日 平成二十年二月一日
------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------	--------------------

八 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称 グループホームきたかみ	事業所の所在地 石巻市北上町橋浦字大須二百三十四番地	申請者の名称 社会福祉法人みやぎ会	申請者の所在地 青森県八戸市尻内町字鴨ヶ池九十六・三	指定年月日 平成二十年一月三十日
グループホーム村伝さいち	気仙沼市長磯後沢八十一番地三	有限会社村伝	気仙沼市八日町二丁目三番五号	平成二十年二月一日

○宮城県告示第三百二十号
 障害者自立支援法平成十七年法律第二百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サー
 ビス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により
 告示する。

平成二十年三月二十八日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一五四〇〇六九六	事業所の名称及び所在地 セントケア長町 仙台市太白区富沢三丁目七 番二号 三共事務所一F	設置者名 セントケア宮城株式会社	廃止年月日 平成二十年 二月二十九日
---------------------	---	---------------------	--------------------------

○宮城県告示第三百三十一号
 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定により、昭
 和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十
 年三月二十八日から施行する。
 その関係図面は、宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び仙台台地方振興事務所 大河原地方振興事
 務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市

仙台市のうち次に掲げる地域第一号中、余目南(一番一から七七番四まで、八九番から一四二番二
 まで)を、余目南(一番一から七七番四まで、八九番から九六番まで、九七番一、九八番一、九九
 番一、一〇〇番一、一〇〇番二、一〇〇番三、一〇一番一、一〇二番一、一〇三番一から一〇三番三まで、
 一〇四番から一四二番二まで)に改める。

同地域第八号中、田子西(一番から一〇九番まで、一一二番一から一一六番三まで、一一三番一、
 一二二番一、一二四番から一五五番まで、一六一番一、一六三番から一七二番二まで、一七四番から一
 八五番三まで、一八八番一から二〇一番まで、二〇三番から二四四番まで、二二六番一から三三六番
 まで、二三八番から二六三番一まで、二六六番一から二七〇番まで)を、田子西(一番から八九番
 まで、九六番三、一三六番一から一四二番三まで、一七一番一、一七二番一、一七四番から一七九番
 まで、一八八番三、一九〇番三、一九六番三、一九七番一、二〇三番から二〇七番まで、二二二番一、二
 一三番、二二八番二から二二〇番まで、二二五番から二二七番まで、二四六番、二四七番、二五〇番
 から二六〇番まで、二六三番一、二六九番、二七〇番)に改め、中坪(三三番、三四番、四二番か
 ら四七番まで、五四番一から六一番三まで、六七番一から七六番まで、八二番から九二番二まで、
 一〇二番一から一一七番まで、一二五番から一二七番まで、一三〇番一、一三二番一を削る。

村田町
 村田町のうち次の区域を除く区域に次のように加える。

大字沼辺字小谷地一番、二番、三番、四番、五番、六番、七番、八番、九番、十番、十一番、十二
 番、一三番、一五番、一六番、一七番、一八番、一九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、
 二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三

十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十三番、五十四番、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番、六十四番、六十五番、六十六番、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番、九十八番、九十九番、百番、百一番、百二番、百三番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十六番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百二十九番、百三十番、百三十一番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十番、百四十一番、百四十二番、百四十三番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百四十七番

○宮城県告示第三百二十二号

県営一本杉地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年三月二十八日から平成二十年四月二十四日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市一迫総合支所

○宮城県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十年三月二十八日

一 処分を行った地区

宮城県知事 村 井 嘉 浩

桃生町8期地区

二 換地処分の年月日

平成二十年三月二十一日

○宮城県告示第三百三十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十年三月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
株式会社ヤマサ小川 勇樹	栗原市栗駒中野田町西百九十八・二	般、十八号 第三百六十四号	一部廃業 建築工事業	平成二十年 二月十五日
有限会社コロナ通信機製作所 大勝 浩三	仙台市太白区東中田四丁目十一・十	般、十九号 第六百八十号	全部廃業 電気通信工事業	平成二十年 二月二十二日
株式会社尾形産 尾形 七郎	東松島市野蒜字洲崎七十一・八十四	般、十八号 第七千八百九十八号	全部廃業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年 二月二十二日
有限会社宮城殖産 佐々木良雄	登米市豊里町浦軒十九	般、十八号 第一万五千五百三十八号	全部廃業 造園工事業	平成二十年 三月三日
有限会社小野寺 小野寺 敏	登米市中田町上沼字大泉門畑二十六	般、十九号 第一万七千七百九十七号	一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装工事業 熱絶縁工事業	平成二十年 三月三日

有限会社セイコ ウ建設 佐々木喜信	大崎市岩出山上野目字 赤沢八六・二	般・十八 一万四千二 百二号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年 二月二十一日
有限会社グリー ンみちのく 中目 素行	大崎市古川北宮澤字袖 沢八十三	般・十八 一万四千三 百十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 管工事業 鋼構造物工事業	平成二十年 二月二十二日
有限会社涌谷土 平田 哲也	遠田郡涌谷町字本町十 一	般・十七 一万五千八 百九十七号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 二月二十日
有限会社江栄電 業舎 堀江 倉一	仙台市宮城野区中野字 牛小舎三十二・十五	般・十六 一万七千二 百四十三号	一部廃業 一般建設業 消防施設工事業	平成二十年 二月十九日
夢信有限会社 高牟禮紀久	仙台市宮城野区宮千代 二丁目十・十	般・十七 一万七千五 百六十三号	全部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十年 二月二十一日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第三百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 株式会社石巻青果
- 二 事業の種類 (仮称)石巻青果花き地方卸売市場建設事業並びにこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う市道付替工事、農業用道路及び農業用排水路付替工事
- 三 起業地

- 1 収用の部分 宮城県東松島市赤井字南二地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

(仮称)石巻青果花き地方卸売市場建設事業並びにこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う市道付替工事、農業用道路及び農業用排水路付替工事(以下「本件事業」という。)(のうち、(仮称)石巻青果花き地方卸売市場建設事業(以下「本件事業」という。))は、法第三十二条二十八号に掲げる「卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による地方卸売市場」に該当する。

また、本件事業に伴う附帯工事として行う防災調整池については、同条第三十五号に該当する。さらに、本件事業及び附帯工事の施行により従来の機能を維持するための市道付替工事、農業用道路及び農業用排水路付替工事(以下「関連事業」という。))は、法第三条第一号及び第五号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、卸売市場法第五十五条に基づく開設の許可を石巻市から譲り受けることについて、平成十七年一月二十一日に宮城県知事から許可を受け、同年二月より民設民営市場として開設している。

また、起業者は、本件事業の事業費については、自己資金と借入金により調達する予定である。以上のとおり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められ、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

石巻青果花き地方卸売市場(以下「本市場」という。))は、昭和四十七年に公設石巻市青果地方卸売市場として開設され、昭和五十一年には花き部を併設して以来、石巻流通圏の青果・花きの拠点総合市場としての役割を果たしてきた。平成十七年二月には、公設から民設民営市場に転換されている。現在の取扱規模は、年間約百五十億円で全国有数の地方卸売市場となっており、平成十八年には、宮城県の地域拠点市場として位置づけられ、地域園芸特産品の基幹流通拠点として無くてはならない公的な役割を果たしている。

平成十八年三月に見直された「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の重点振興項目においては、新しい生産技術及び流通拠点の整備による園芸の振興が掲げられ、地域拠点市場と位置づけられている本市場の整備の促進が具体的な取り組みとして打ち出され、地域の農業振興の面

からも本市場の整備が必要とされている。また、第八次宮城県卸売市場整備計画においても効率的で機動的な、かつ高速交通時代に即した市場を目指すこととされている。

しかし、現在の施設は、老朽化・狭あい化が著しく、雨漏りや露天下の荷捌搬送などにより品質管理面の問題が発生し、また、場内動線が交錯しているため危険で作業効率の悪化も招いている。更には、市場の出入口のある国道四十五号は、片側一車線で交通量も多いことから大型車などの出入に際し、渋滞を引き起こすなど安全面、交通面でも問題がある。このようなことから市場の整備を行うこととしたが、現在の敷地を拡張して行うことは、支障となる一般住宅等が多く影響が大きいことから敷地外への移転により整備することとしたものである。

また、本体事業の事業計画は、平成二十年三月十九日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

本件事業の施行により石巻流通圏の拠点総合市場として求められる効率的で機動的な、かつ高速交通時代に即した機能の強化が図られることになる。これにより新鮮で安全、安心な商品のより安定的な供給が可能となり、また、園芸振興への寄与も期待されるなど、消費者、生産者双方が受ける利益は大きく、得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は確認されておらず、また、工事施工中の騒音については、騒音規制法に定める規制基準を遵守することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業を現在の敷地を拡張して行うことは、支障となる一般住宅が多く社会的な影響が大きいことから敷地外への移転により整備することとしたものである。

本件事業の起業地は、交通アクセスなどの立地環境、インフラ整備状況、周辺への影響等を考慮して選定された四候補地の比較検討を行い、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案し決定されている。また、卸売市場敷地として都市計画区域における位置が決定されており合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

現市場は、老朽化、狭あい化が著しく、雨漏りや露天下の荷捌搬送のため商品の品質管理面に問題が発生し、また、場内動線が交錯し作業の安全性、効率性にも問題がある。生産者など市場関係者からは、早急な施設整備の要望が出されており、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本体事業、附帯工事及び関連事業に係る起業地の範囲は、施設の実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をされるものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 東松島市役所（建設部都市計画課）

○宮城県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
		前	後
大崎市鳴子温泉字大畑三九番二地先から	敷地の幅員 (メートル)	一七・六	二八・〇
同市鳴子温泉字大畑三七番一地先まで	敷地の延長 (メートル)	二八・〇	四六・〇

○宮城県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大河原高倉線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
角田市毛萱字堂ノ人三七番一地从先から 同市毛萱字熊野堂三五番一地从先まで		前 A 後 A	一〇・〇〇 五四・五〇	四六七・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 愛島名取線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
名取市愛島笠島字一本木二五六番四地		前 A 後 A	二五・〇〇 八〇・〇〇	一、四九八・四〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

先から
同市愛島小豆島字宇賀崎無番地先まで

変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後 A 前 B	二五・〇〇 八〇・〇〇	一、二一五・五〇 一、四九八・四〇	面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 杉ヶ袋増田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
名取市杉ヶ袋字横手五一番一地从先から 同市増田二丁目三三八番地先まで		前 A 後 A	一〇・〇〇 二八・〇〇	五、一四四・四〇 三、七七八・六〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	百八号	大崎市鳴子温泉字大畑三九番二地从先から 同市鳴子温泉字大畑三七番一地从先まで	平成二十年三月二十八日

○宮城県告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画について関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

仙台市宮城野区田子字田子西、同字中坪、同字西田、岩切字余目南、同字引目の各一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

○宮城県告示第三百四十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所所在地

角田市角田字大坊四十一番地

三 設立認可の年月日

平成七年六月十二日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月十九日

○宮城県告示第三百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月二十八日

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月二十四日

○宮城県告示第三百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

鹿島台町巳待田土地区画整理組合

二 事務所所在地

大崎市鹿島台平渡字巳待田五百九十三番地

三 設立認可の年月日

平成十五年二月十四日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月二十四日

○宮城県告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

<p>三・四・百三号 北浜沢乙線</p> <p>二 施行者の名称 宮城県</p> <p>三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第三百四十六号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。</p> <p>平成二十年三月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・四・百七十五号 三軒茶屋岩沼線</p> <p>二 施行者の名称 宮城県</p> <p>三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第三百四十七号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画</p>	<p>の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十年三月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 「河南町」を「石巻市」に変更する。</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 石巻広域都市計画下水道事業</p> <p>2 名称 「石巻市流域関連公共下水道」及び「河南町流域関連公共下水道」を「石巻市流域関連公共下水道」に変更する。</p> <p>三 事業施行期間 「平成四年三月十三日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成四年三月十三日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第三百四十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十年三月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 「河北町」を「石巻市」に変更する。</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 石巻広域都市計画下水道事業及び河北都市計画下水道事業</p> <p>2 名称 「石巻市東部流域関連公共下水道」及び「河北町流域関連公共下水道」を「石巻市東部流域関</p>
--	---

<p>連公共下水道」に変更する。</p> <p>三 事業施行期間 「平成九年三月二十八日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第三百四十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 「河北町」を「石巻市」に変更する。</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 河北都市計画下水道事業 2 名称 「河北町公共下水道」を「石巻市公共下水道」に変更する。</p> <p>三 事業施行期間 「平成七年八月二十一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成七年八月二十一日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第三百五十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画</p>	<p>の変更を次のとおり認可した。 平成二十年三月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>の変更を次のとおり認可した。 平成二十年三月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 「鹿島台町」及び「三本木町」を「大崎市」に変更する。</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 鹿島台都市計画下水道事業及び古川都市計画下水道事業 2 名称 「鹿島台町流域関連公共下水道」及び「三本木町流域関連公共下水道」を「大崎市流域関連公共下水道」に変更する。</p> <p>三 事業施行期間 「昭和五十八年一月七日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十八年一月七日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「昭和五十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十八年十二月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 「なし」及び「変更なし」 2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第三百五十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十年三月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 七ヶ浜町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業 2 名称</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

七ヶ浜町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年十月十七日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年十月十七日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

一 施行者の名称

利府町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

利府町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年二月二十一日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十年二月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

一 施行者の名称

「小牛田町」を「美里町」に変更する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

小牛田都市計画下水道事業

2 名称

「小牛田町流域関連公共下水道」を「美里町流域関連公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間

「平成二年一月七日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二年一月七日から平成二十四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十八日

一 施行者の名称

女川町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

女川町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成九年三月二十八日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百五十五号

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井 廉 規

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表(一)建設コンサルタントの項中「」、電気電子部門、建設部門「G」,「上下水道部門（選択科目を上下水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。）」や「機械部門、電気電子部門、建設部門」G「H」,「上下水道部門」や「」にあつては、機械設計、流体工学又は交通・物流機械及び建設機械「G」,「上下水道部門」にあつては上下水道及び工業用水道又は下水道、やRに

様式第11号中

測 量 士	測 量 士 補	建設コンサルタント				
		機 械 部 門	電 気 電 子	建 設	農 業	森 林

建設コンサルタント

技 術 士	情 報 工 学	応 用 理 学	1級土木施 工管理技士	環境計量士	第1種電気 主任技術者	第1種伝送 技主任技術者
	産 業					

建設コンサルタント

線 路 主 任 技 術 士	R C C M	そ の 他	技 術 士	地 質 調 査	そ の 他
			建 設 応 用 理 学		

補 償 コ ン サ ル タ ン ト

不 動 産 鑑 定 士	土 地 家 屋 調 査 士	司 法 書 士	補 償 業 務 管 理 士	そ の 他	1 級 建 築 士	建 築 設 備 資 格 者
-------------	---------------	---------	---------------	-------	-----------	---------------

建 築 設 計

2 級 建 築 士	建 築 積 算 資 格 者	そ の 他 の 職 員	合 計
-----------	---------------	-------------	-----

を

建設コンサルタント

測 量 士	測 量 士 補	建設コンサルタント			
		機 械	電 気 電 子	建 設	上 下 水 道 農 業

建設コンサルタント				
技 術 士	技 術 士	技 術 士	技 術 士	技 術 士
森 林	水 産	情 報 工 学	応 用 理 学	1級土木施工管理技士
				環境計量士
				第1種電験主任技術者

建設コンサルタント		地 質 調 査	
第1種伝送交換主任技術者	線路主任技術者	R C C M	その他
			建設
			応用理学
			地質調査技士

地 質 調 査		補償コンサルタント		建 築 設 計	
その他	不動産鑑定士	土地家屋調査士	司法書士	補償業務管理士	その他
					1級建築士

建 築 設 計		その他		計	
建築設備資格者	2級建築士	建築設備資格者	その他の職員		

に改める。

附 則

この告示は平成二十年四月一日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県工事管理システム運用管理保守業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年三月十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号
- 五 落札金額 一億一千七百十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年一月二十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 医療法人育正会赤坂病院の項の次に次のように加える。

医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院 同 市広濶字焼巻二番地

別表第二 ケアハウスそれいゆの項の次に次のように加える。

二チイのきらめき仙台松森 同 市泉区松森字台九十五番地

別表第二 特別養護老人ホーム楽園が丘の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームざおの杜 同 郡蔵王町曲竹大字田中四十八番地

附 則

この告示は、平成二十年三月二十八日から施行する。

○宮選管告示第二十九号

平成二十年三月二十四日開催の委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第一項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成二十年三月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

（氏 名） （生 年 月 日） （住 所）

○宮選管告示第三十号
 佐藤 健 一 昭和十五年八月八日 仙台市若林区南材木町三八番地の二

次の者を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定により宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。
 平成二十年三月二十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健 一

宮城県選挙管理委員会
 委員 吉田 幸彦
 ○宮選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成十八年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成十九年宮選管告示第百三十七号の一部を次のとおり改める。
 平成二十年三月二十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健 一

自由民主党宮城県建設支部の平成十八年分収支報告書の要旨の
 2 収入・支出の内訳の

(1) 収入の内訳中
 「ア」個人の負担する党費又は会費 1,903,500円、を「イ」個人の負担する党費又は会費 3,903,500円、に
 「ウ」本部又は支部から供与された交付金に係る収入 7,000,000円、を「ク」本部又は支部から供与された交付金に係る収入 5,000,000円、に改め、
 「ケ」自由民主党東京都建設支部 2,000,000円、を削る。

宮城県選挙管理委員会

○宮城県選挙管理委員会告示第十二号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。
 平成二十年三月二十八日

宮城県選挙管理委員会
 会長 島山 喜勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十年四月二十一日 午後二時から 午後四時まで	塩竈市尾島町十七番十八号 塩釜商工会議所	矢本町漁業協同組合 宮城県漁業協同組合 塩竈市漁業協同組合 利害関係者
平成二十年四月二十五日 午前十時から 正午まで	牡鹿郡女川町女川浜字大原一番地 の二十 女川町生涯学習センター	宮城県漁業協同組合 雄勝町雄勝湾漁業協同組合 牡鹿漁業協同組合 定置漁業者 利害関係者
平成二十年四月二十五日 午後一時から 午後四時まで	石巻市東中里一丁目四番三十二号 宮城県東部合同庁舎大会議室	宮城県漁業協同組合 石巻市漁業協同組合 定置漁業者 利害関係者
平成二十年五月二日 午前十時から 正午まで	気仙沼市朝日町一番地一 宮城県気仙沼合同庁舎大会議室	宮城県漁業協同組合 定置漁業者 利害関係者
平成二十年五月二日 午後一時三十分から 午後四時三十分まで	本吉郡南三陸町志津川字御前下五 十一番地一 宮城県南三陸合同庁舎大会議室	宮城県漁業協同組合 定置漁業者 利害関係者

二 公聴会における意見を聴くこととする案件
 漁業法第十一条第四項の規定による定置漁業権及び区画漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。
 平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十二條第二項及び第二十五條第一項の規定に

より、仙台松島道路（第 期）工事の全部完了及び料金の徴収期間について、次のとおり公告する。
平成二十年三月二十八日

宮城県道路公社

理事長 佐 伯 光 時

記

- 一 路 線 名 県道仙台松島線、一般国道四十五号
- 二 工事の区間 宮城県東松島市川下地内
- 三 工事全部完了予定年月日 平成二十年三月三十一日
- 四 料金徴収期間 供用開始の日（昭和五十七年十月二日）から三十七年（換算起算日から二十九年）

正 誤

○宮城県公報第一五三三号（平成十六年二月十三日付け）中

ページ

段

行

正

誤

三

上

行

後ろか
ら一

正

なし

誤

下

二

変更なし

正

なし

誤

○宮城県公報第一五四六号（平成十六年四月二日付け）中

ページ

段

行

正

なし

誤

六

上

九

変更なし

正

なし

誤